

## 近世後期政治史と日露関係

藤田 寛

### はじめに

近世国家にとって十八世紀末とは、十七世紀半ばから持続し伝統(先例)化した外交あるいは通商関係を通じて構築された東アジア世界との関係を、攪乱し解体させる強力な要素の登場した時代であった。とりわけ日露関係は、十八世紀末以降の近世後期のわが国の歴史にとって非常に重要な意義を持ったと考えられる。その歴史的な意義として、つぎの二点を主要なものとして指摘できる。

①ロシアとの交渉を通して鎖国とその祖法観が成立し確立したこと。また、その対極に位置する開国論も成立したこと。

②ロシアとの接触や紛争を通して対外的危機意識と打払策、すなわち攘夷策が成立したこと。

このように考えることを許されるならば、幕末政治史と対外関係史の主要な主題が、実は日露関係から生まれてきたことを意味する。十八世紀末からの日露関係は、幕藩制国家と社会の解体過程の開始を決定づけた対外的要因となった、という歴史的な意義を持つと考えられる。以上の二点について、検討していくことにする。

### 一 鎖国祖法観の成立と日露交渉

十七世紀半ばに形成された対外的な関係が持続することによって伝統化し、それが祖法化したのが近世後期の歴史過程である。<sup>(1)</sup>近世後期は、鎖国とその祖法観の成立、確立の過程でもあった。鎖国とは、「寛永以来之御旧制に候得共、鎖国之御法は御改め」(安政四(一八五七)年末林大学頭・目付津田半三郎「申上候趣大意箇条書」『孝明天皇紀』第二、七二―三頁)と幕臣が朝廷側に説明したように、寛永以来の対外関係の旧制であり法のことである。鎖国の旧制・法の具体的な内容は、触書などの成文法はないものの、異国船が渡来するたびに渡された「国法書」「諭書」などに文章化されている。それを簡潔に表現したのが、日本に開国を勧告したオランダ国王親書に対し、老中から出された返書に記された「通信限朝鮮・琉球、通商限貴国<sup>オランダ</sup>支那、外此則一切不許新為交通」(『通航一覽統輯』第二、五二―七頁)である。鎖国の法とは、それまで通信や通商の関係を持ってきた朝鮮・琉球・中国・オランダ以外の国とは新たに関係を持つことを禁じた法、ということになる。

そのような鎖国の法を祖宗からの法、すなわち祖法であると見なすのが鎖国祖法観である。寛永以来の旧制・法というが、寛永期に対外関係を明確に規定した法が出されたわけではない。鎖国とその祖法観が成立

し確立するうえで、十八世紀末以降のロシアとの交渉が重要な要因となった。それまで関係を継続してきたさきの四カ国以外の国、すなわちロシアの登場が契機となったからである。

寛政四(一七九二)年九月のラクスマン根室渡来の報をうけて、幕府では対応策の評議を始めた。老中から評議を命じられた寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三奉行は、全員の名で同年十月に評議書を提出した。そのなかで、つぎのような意見を記している。

史料1

【三奉行評議書】北海道立文書館寄託阿部家文書

ヲロシヤより申付候由に而江戸表迄送り届度由之義は、御国之御法令を不弁故にも可有之候得共、右に事寄セ江戸迄も罷越度内存に候哉、不容易儀に付決而難成、(a) 通信之國に而も着船之湊は定り有之、右湊之外異國之もの上陸之儀は難成御国法に而、(b) 献上物・書翰往復之義も、是迄通信・通商無之國々、新規之通商往復之儀は例も無之、難成國制之旨得と教諭いたし、

傍線部(a)では、通信の国の船でさえ入港できる港は定められ、それ以外の港(江戸などをさす)への入港と上陸を禁止する国法がある、傍線部(b)では、これまで通信や通商の関係がなかった国と新規に通商や献上物・書翰の交換を行った例はなく、それを禁止する国制である、と指摘した。江戸時代の対外関係を通信の国、通商の国と表現する用例の早い事例と考えられる。新規の通信や通商を許さない国法が存在するとはいわず、その先例がないからできない国制である、と主張していることに注目すべきである。

つぎの史料は、寛政五年六月に、幕府が目付二名を宣諭使という名称で松前へ派遣し、ラクスマンに渡した国法書である。

史料2

【寛政五年国法書】東京大学史料編纂所蔵「魯人再掠蝦夷一件」一

兼て通信なき異國の船、日本の地に來る時は、或は召捕又は海上にて打払ふこと、いにしへよりの國法にして、今も其掟にたかふことなし、仮令我國より漂流したる人を送り來るといふとも、長崎の外の湊にては上陸のことをゆるさず、又異國の船漂流し來るは、兼てより通信ある國のものにても、長崎の湊より、紅毛船をして其本國に送りかへさしむ、されとも我國法にさまたけあるは、猶と、めてかへさず、亦國初より通信なき國よりして漂流し來るは、船は打くたき、人は永くと、めてかへすことなし、しかれとも遙々我國の人を送り來る所の労をもおもひ、且は我國の法をも、いまた不弁によりて、此度は其儘かへすことをゆるさる、の間、重てはこの所にも來るましき也、(中略)

一長崎の湊に來るとも、一船一紙の信牌なくしては通ることかたかるへし、また通信・通商の事も定置たる外、猥ゆるしかたき事なれとも、猶も望ことあらは、長崎にいたりて、其所の沙汰にまかすへし、

冒頭で、通信関係のない国の船や漂流船が渡來した場合、打ち払うか逮捕して拘禁するのがわが国の古からの國法であると説明し、しかし今回は、漂流民を送還してくれたことと日本の國法を知らなかった点を酌量して、このまま帰國させる恩惠的措施をとると強調する。ロシア側からすれば、まさに取りつく鳥もない回答であるが、最後に、長崎入港のための信牌を与え、通信・通商に関して希望があるならば、長崎へ行って奉行に訴え出るよう指示し、日露間の通信・通商関係樹立の可能性の存在を示唆した。

鎖國とその祖法觀の成立にとって、傍線部が重要である。国名を明記

してないものの、通信と通商の国はすでに定められており、新規に許すことは難しいと宣告している。この国法書のなかに、鎖国祖法觀の起點を読み取れる。

他方、消極的ながら通商容認論、さらには開国論の起點ともなっている。信牌を交付し希望するならば長崎に行くようにと伝えた措置にこめた幕府の真意は、つぎの史料に示されている。

史料3

【魯西亜人取扱手留】松平定信 東京大学史料編纂所所蔵写本

長崎へ相こし候へと申義、是亦好候義には無之候へとも、江戸へ是非相こし度旨申候を、いくへにも不相成と斗申渡、国書も不請取、献上物も受納無之ときは、彼レも失望候は、又いか様にか計策をいたし可申候、日本之御備全備無之うちに短慮に存切り候て、生隙候は甚以落度たるへき事に付、しからは長崎へ可相越と活路をひらき候へは、此方之法を立、敢て拒み候斗に無之段も顕然にて候、しかるを彼かたより無理に是非江戸へ可出、長崎へはまいりかたきと申候は、これは彼方之曲にて候間、しからは不及是非候、国法にまかせ打払等嚴重にいたし候とも怨忿いたすましく候と申渡、相かへし候かたと申合ひ候、

右なとに至り候とも、此方より手出したし候は、極めて失策たるへく候、弱を示し候とも、先やわからかにいたし置候かた可為良策候、

全面的な拒絶はロシアとの紛争になりかねず、国防態勢が不備な時点で紛争、戦争を引き起こすことは非常に失策だという。当時の日本の軍事力と国防態勢では、世界に比類なき大国とみなしていたロシアと戦争することはできないという、冷静な判断があった。紛争回避策として、信牌の交付と長崎廻航の示唆が行なわれたのである。

ロシア船が長崎にやってきたらどうするのかについて語るのが、つぎの史料である。

史料4

【魯西亜人取扱手留】同上

何とそ申有メ長崎へ相こし候へと申候節は、存之外長崎へ可罷越候も難計候、そのせつは、長崎にて猶評義可有之事に付、蝦夷地よりは宜く候、已来交易之義、不好義に候へとも、是亦不相成と申候せつは、かへつて好て隙を生し候間、長崎にて為願、代口物かへ等之義長崎にてかけ合ひ、その上已来長崎にて交易可被仰付か、又は蝦夷地にて交易可被仰付候か、逐てゆるく評義いたし尤可然候、

已前東捕塞その外諸蛮夷、皆長崎にて交易いたし候処、難引合彼方より不承知も多き趣に候、一旦商売被仰付、又逐て詞有之候は、商売被絶候とも、日本御備全備之うへは、いか様に嚴重之取計も出来申候、まつそれまでは竟にいたし可然候事、

傍線部が核心である。ロシアとの交易は好むものではないが、長崎でも拒否した時は、日本側から求めて紛争を起こすことになるので、長崎でロシアから通商の要望を出させたい、通商の方法は長崎で交渉し、交易地についてはあとで評議すればよい、という。ロシア側が貿易を要求するならば、長崎か蝦夷地かで代物替えによる貿易を認める、これが結論である。カンボジアその他かつて長崎で交易をしていた国が、いろいろな事情でやってこなくなった例を引き、ロシアにいったん交易を許可しても、国防態勢が整備されるならば、将来においてロシア貿易を断絶できるともいう。

通商許可の日本側の内意は、蝦夷地でロシア人と接触する幕府御目付に与えられた老中の指示のなかに、「長崎へ来、通商之義申立候は、其節この辺(蝦夷地)にて交易いたし候様被仰出候か、又は長崎にて交

易被仰付候か、いつれわかり不申候、交易は日本の為にも成候義に候と、此方からき身分には被存候など、かろく咄可然候事」「紅毛人（オランダ人）も通商いたし候に付、是迄江戸へ出候事に候、其方の国とても紅毛同然に通商始り候は、紅毛も同様の事にて可有之哉など存候」（京都大学文学部所蔵「蝦夷廟議」上）と盛り込まれている。御徒目付が、これをロシア側に伝える機会があったのか、あったとして正確に伝えることができたのか、興味深い点である。

ロシアに信牌（清国船であれば貿易許可証）を交付したことそれ自体が、貿易許可の意思表示であったとみなす者も多かった。文化の日露紛争のさなかの文化四（一八〇七）年には、杉田玄白を筆頭に、ロシアと紛争を引き起こした幕府の責任を問うなかで、幕府の約束違反を非難する意見がかなり出た。約束違反とは、ラクスマンには信牌を交付して貿易許可の方針を伝えたのに、レザノフには拒絶したことを指している。

ラクスマンへの対応は、ロシアへの貿易許可を幕府が内々決意したことを意味する。そして、仮定の事柄になるが、ロシアに許可すれば、他のヨーロッパ諸国の要求を拒絶し続けることは困難であつたらう。その意味で、松平定信の老中在任中にロシアが長崎にやってきたならば、貿易を許可した可能性は高く、他のヨーロッパ諸国にも認めざるを得なくなつたであらうと推測できる。五、六〇年早く、わが国は「開国」していかかもしれない。

国法書は、強硬な打払い策と通信・通商の拒絶を国法であると宣告する一方、貿易の許可もおわすという、微妙かつ複雑な内容をもつていた。鎖国祖法化への起点であり、打払い策Ⅱ攘夷策の法的起点になるとともに、消極的な貿易容認、開国策の起点ともなつた。十八世紀末では、鎖国とその祖法観は未確立であり、幕府の政策レベルでは、「鎖国」か「開国」かは必ずしも確定したものでなかつたことも示している。

鎖国の確定とその祖法観の確立にとつて決定的な意義を持ったのが、レザノフへの「教諭書」とそれを引き金にした日露の紛争である。

寛政五年七月に老中松平定信が辞職すると、蝦夷地政策と江戸湾防備計画を柱とした海防政策など、対外政策全般に撤回や中止の措置がとられ、蝦夷地政策は、定信の非開発・松前委任政策から寛政十一年に開発・直轄政策（その後、非開発・直轄へ転換）へ大きく転換した。そのなかの山丹交易の処置をめぐる議論を通して、貿易は長崎に限定し新規の通商は認めない、という老中間の合意ができあがっていった。レザノフ来日以前に、拒否回答はすでに決まっていたのである。

文化元（一八〇四）年、日本側の指示通り信牌を携え、長崎へ一艘で渡来したにもかかわらず、レザノフへは通商を拒絶する「教諭書」を渡した。

史料5

【文化二年教諭書】「通航一覽」巻七、一九二頁

我国昔より海外に通問する諸国不少といへとも、事便宜にあらざるか故に嚴禁を設く、我國の商戸外国に往ことをと、め、外国の賈船もまたやすく我国に来る事を許さず、強て来る海船ありといへとも固く退けていれず、唯唐山・朝鮮・琉球・紅毛の往来することは互市の利を必とするにあらす、来ることの久しき素より其謂れあるを以なり、

通信・通商の關係を持つてゐる国名をあげ、それ以外の国との關係を絶つてゐるので、「望み乞所通信・通商の事は、重く爰に議すべからざるもの」と、通信・通商要求は議論の余地なく認められなとし、それが「我國歴世封疆を守るの常法」「朝廷歴世の法」であると説明している。すなわち、新規に通信・通商の關係を開くことは、祖法により禁止されると宣告したのである。

レザノフへの対応策について意見を求められた大学頭林述斎は、柴野栗山と連名でロシアへの回答案を作成し、老中に差し出した。ロシアの要求を拒絶する理由は、「新規外国通信之義は、彼是子細も有之、祖法急度被制置候事故」「此方祖宗之法におゐて、新規外国交通の義は屹と被禁置」「祖宗生民之ため深慮を被用被立置候法に候へは、臣子千歳背キ難く候」などと、新規に外国と通信・交通を始めることは祖法により禁止されている、という趣旨である。教諭書は国学者の屋代弘賢が作成し、回答案は朱子学者の林述斎と柴野栗山が作成したので、文体や用語は異なるものの、その趣旨は同じである。

この教諭書により、通商許可、開国への道は閉ざされ、鎖国とその祖法観は実質的に確定した。さらに文化三、四年のロシア軍艦の蝦夷地襲撃は、鎖国の方針を揺るがしたが、他方で鎖国とその祖法観を確定させる役割を果たした。

ロシア軍艦による蝦夷地襲撃、とくに文化四（一八〇七）年四月のエトロフ島の事件で日本側が敗北した情報をうけて国内は騒然となり、このような事態を引き起こした原因となった幕府のレザノフへの対応を批判する意見が沸騰した。その批判とは、ラクスマンへは貿易許可を仄めかしながら、レザノフに拒絶したのは幕府の約束違反で、それに憤ったロシアが蝦夷地を襲ったのだというものである。日露の紛争は、幕府側に失策、落度があるという解釈である。

杉田玄白、若年寄堀田正敦の由来の山田綱三郎、備中高梁藩の儒者で銅版画家の松原右仲らの名をあげることができ、幕府の小人目付や仙台藩土石塚長十郎が収集した情報にも、同様な趣旨の批判が風聞として報告されている。さらに、オランダ商館長ゾーフが、幕府側の質問に答えた文化四年九月（和解の日付は九月十四日）の文書のなかで、「（ロシアが）日本<sub>江</sub>対し恨みを含候儀者、十四、五ヶ年以前、魯西亜人松前之地

江<sub>江</sub>罷越候節、若願ふへき事有之におゐては、長崎之地<sub>江</sub>可罷越旨信牌を被下候に付、遠海態々御当所<sub>江</sub>乘渡候処、願之次第御許容無之御差返に相成候故之儀にも可有御座哉と相考申候」「かひたん内密申上書」「長崎大学経済学部図書所蔵武藤文庫」という見解を記すのも、約束違反にロシア側が怒ったという解釈である。

軍事的に劣勢という状況の打開策があれこれ論じられ、ロシアに貿易を許可して事態を收拾する策が数多く出された。元老中で陸奥白河藩主、溜詰の松平定信、幕府儒者の古賀精里、杉田玄白、松原右仲らの人名をあげることができる。幕府内部の動きを伝える会津藩士の「交易之儀被任願候は、平穩に可相済など、申御方も余程有之由之処」「魯西亜人蝦夷地狼藉に及候次第之事」「市立函館図書館所蔵」という書留によると、幕府内部にも貿易容認論者がかなりいたことを窺わせる。また、事件の解決策について三回も將軍の御前に呼ばれたという大学頭林述斎は、幕府はロシアに通商を許可するの<sub>か</sub>という会津藩士の問いに、「何れにも訳なく此方へ乱妨致候上、一通に生捕を返し候様成義迄にて、今更御免と申は難被成事に候、弥通商を相願候は、乱妨之罪を深く陳謝し、其上にて通商無之候而は、彼国之不利顕然之次第を以厚相願候は、又格別之御沙汰有間敷儀に無之、是以容易に御免難成事に可有之由」（同前）と答えている。日本人捕虜の返還だけでは不十分だが、ロシアが蝦夷地襲撃を謝罪し、対日貿易なくしては困るといふ理由で通商を要望するならば、認めることもあり得るといふ見解を語っている。ロシアへの貿易容認論が、幕府のかなり上層部でも選択肢として存在したことを推測させる。

著名な蘭学者で仙台藩に医師として仕えていた大槻玄沢は、「北辺探事補遺 或問」（国立公文書館所蔵）のなかで、「世界無比の大国・巨邦」ロシアと戦争はできない、という判断を前提に、ロシアに貿易を許可し、

友好関係を取り結ぶほかないと説き、紛争解決策としてロシアに貿易を許可する策は「世評も亦然り」、すなわち世論でもあると指摘した。

箱館奉行所（のち松前奉行所）内部も、「ヲロシヤよりいつれ強て通商を乞候趣に付、往々は通商を不差免候而者相成間敷」（「北替小誌抄」市立函館図書館所蔵）と、ロシアに貿易を認めざるを得ないと判断していたという。文化四年六月に、ロシア側から日本が貿易を認めないなら来春に大軍を送って攻撃するという趣旨の手紙を送ってきたのに対して、松前奉行所支配調役並深山宇平太の名で、「大日本国深山宇平太 ヲロシヤ国へ」という書簡を送ったが、そのなかで、「通商いたしたくは、是迄の事をさつぱりと改て、悪心のないしるしに、日本人をのこらす返し、其上にてあきないの事を申へし、しからはうか、ひの上、来年六月唐太島にて有無のあいさつに及び申へく候」（「魯人再掠蝦夷一件」一）と記している。日本への悪心のないことを証明するために連行した日本人を送還し、そのうえで通商の要望を出すならば、貿易を認めるとは言明していかないものの、その可能性も仄めかしている。翌文化五年一月に、松前奉行河尻春之が、ロシア側に蝦夷地襲撃事件を謝罪させようとして通商を認めるといふ策を老中に提起しているのも、その延長線上にあると考えられる。なお、深山宇平太の書簡がロシア側に渡ったのかどうか、幕府はロシア船の渡来を待っていたこともあり知りたいところである。

ロシア側に何らかの謝罪をさせる、あるいはロシア側に一撃を与えて日本の武威を示したうえで和平し、貿易を認めるといふ策は、松平定信、杉田玄白、箱館奉行所（松前奉行所）、松前奉行河尻春之らの意見にみられる。ロシア軍艦による蝦夷地襲撃と日本側の敗北という事態で傷ついた日本と幕府の威光・武威を、一度は回復したうえで通商を認めようという策である。武威・威光の回復策には、ロシアに一撃を与えるという軍事的なものからとにかく何らかの形の謝罪まで、その幅は広いもの

の、幕府にとつて武威・威光を回復させることの政治的重要性に差異はない。<sup>(2)</sup>

軍事的には対抗できないことを前提に、日本あるいは幕府の威光・面子を保ちつつ事態を收拾しようとする幕府の対応策は、幕末まで一貫している。しかも、軍事的に太刀打ちできないから要求をのんで当面を乗り切る、これも幕末の幕府の対応のあり方であり、同様な対応策が文化の日露紛争のさいに早くも登場していたことは注目すべきである。

文化三、四年の日露紛争の解決策をめぐる、鎖国策と開国策とが激しくせめぎ合っていた。開国策に揺さぶられながらも、老中土井利厚を中心とした幕閣は、国法誓、教諭書で打ち出した鎖国を堅持する方針で、東北諸大名を軍役動員して防備体制の構築をめざし、文化四年十二月にはロシア船打払令を出して軍事的対決姿勢をとった。幕府は、鎖国堅持策を貫くことによつて鎖国祖法観を確立させた。

なお、幕府はオランダ商館長に、ロシアの蝦夷地襲撃の「真相」を本国に問い合せることを求めた。幕府は、文化四年九月（和解の日付は九月十二日）の商館長ツーフへの文書（前出「かひたん内密申上書」）のなかで、「乱妨狼藉に及び候儀難心得候、彼国者法制もとのひ、義理も立候国柄之由に相聞へ候処、御曉諭不聞入は何共不法之至に候、彼国柄にてはかくの如き所為有ましき儀、不審之事に候」というロシア観を語っている。ロシアは、法制度も整い義理も立つ国柄なので、長崎で行った教諭を納得したうえは、要求を認められなかったことを遺憾に思い、蝦夷地を乱暴するような国ではない筈だという。そこから、今回のロシア軍艦の蝦夷地襲撃は、「此度之始末は彼辺鄙之者共、本国之差図と偽り候事には無之哉、若又実々本国之差図に相違無之候得者、案外之事に候」という見方、すなわちロシア本国政府の指示ではなく、出先の者が勝手にやったことではないのかと疑っている。法が整い、道義もある国

ロシアが、あのような無法な行為をする筈がないというのである。これは、ロシア軍艦の蝦夷地襲撃がロシア政府による行為であるのかどうか、当初から幕府は疑問をもっていたことを示す。幕府は半信半疑で事件に対応していたことになるとともに、ゴロヴニン事件の解決、すなわち蝦夷地襲撃はロシア政府の命令によるものではないという弁明書を提出させて解決する、という幕府の選択はここからも導き出すことができる<sup>(3)</sup>。

以上の検討から、鎖国とその祖法観は、ロシアとの二度にわたる交渉により成立、確立し、紛争により強固なものとなったといえよう。そして、幕末に至る幕府の対外政策を規定することになったのである。

## 二 打払い策Ⅱ攘夷策の成立・確立

十八世紀後半のロシア勢力の千島列島南下による蝦夷地接近の情報は、ロシアの動向に日本人の注意を向けさせた。寛政三(一七九一)年九月に、九州から中国地方の日本海側を航行する異国船一艘が、数日にわたって目撃された。前年に紀州に漂着した異国船はアメリカ船らしいが、当時はロシア船と噂されているので、この国籍不明船もロシア船と推測された可能性がある<sup>(4)</sup>。それをきっかけに、幕府は異国船取扱い法と海岸防備策を諸大名に命じた。幕府は、ポルトガル船を直接の対象とした異国船取扱い法と海岸防備策を寛永末年から正保年間に出したが、それ以来そのような指令を出さなかったし、その必要もなかった。寛政三年の触書は、約一五〇年ぶりのものであり、十八世紀末に異国船取扱い法と海岸防備令が出されたこと自体、近世日本の歴史が画期を迎えたことを示している。

ラクスマンの根室渡来をうけて、幕府は、寛政四年十一月、同年十二月、翌寛政五年三月と矢継ぎ早に触書を出した。寛政三年九月令は、異国船が渡来したら、まず筆談役あるいは見分の者を送り異国船の性格を

確認するが、相手側が臨検を拒絶した場合は、異国船を攻撃し乗員を殺害あるいは逮捕する、臨検に応じればできるだけ穏便に扱い、船を保留し乗員を上陸させて監視下におき、幕府に通報するという異国船取扱い方法を指令した。また、領内の警備態勢を作り、隣領の大名と相互援助を取り決めることを求めた。寛政四年十一月には、海岸防備態勢と隣領との取決めを報告させ、同年十二月には、海岸防備の強化を指示し、寛政五年三月には、海岸防備は永久に続くものと心得えて態勢を作るよう命じ、あわせて領民への負担軽減の回避を求めた。

異国船取扱い法としては、寛政三年九月令が基本となった。異国船渡来の場合、まず臨検して船の性格を確認することが第一の手続きで、臨検を拒否すれば打ち払い、応じれば穏便に扱うという手順となる。条件次第で打ち払うが、即座ではない。これを手直ししたのが、寛政九(一七七七)年十二月令である。異国船がよほどの不法行為を働かない限り、日本側は手荒な扱いをしないこと、そして異国船は漂着の場合でも大砲を海に向けて発砲するので、発砲Ⅱ敵対行為と誤認しないよう注意し、紛争回避のため寛政三年九月令を穏便なものに改訂した。これをさらに推し進めたのが、文化三(一八〇六)年正月のいわゆる文化の薪水給与令、ロシア船撫恤令である。この法は、ロシア船が渡来したら穏便に帰帆させ、漂流ならば薪水を給与して帰帆させる取扱いを指示している。この薪水給与は、ロシア船以外のイギリス船、アメリカ船などにも実態としては適用されているので、幕府は、異国船に対して穏便な措置を取ってきたのである。

これを大転換させたのが、文化三、四年のロシア軍艦による蝦夷地襲撃事件である。幕府は、文化四年十二月にロシア船を対象とした打払令を出した。海岸でロシア船を見かけたら打ち払い、接近してきたら乗員を逮捕するか殺害せよと命じ、漂着の場合は監視下におき、幕府に通報

するよう指示した。ただし、ロシア船以外は従来どおりの扱いが維持された。

幕府の打払策にとって、ラクスマンに渡した国法書が重要な意味をもっている。史料2 国法書の冒頭部分で、通信・通商関係のない国、すなわち異国の船が渡来すれば、乗員を逮捕するか打払いを行ない、漂流の場合でも船は破壊し、乗員は終身禁固するのが国法であると宣言した。寛政三年九月令や同九年十二月令と異なり、打払いを原則とする異国船取扱い法である。諸大名に出した触書とロシアに渡した国法書（なお国法書は大名に伝達されていない）との間には、大きなズレが認められる。幕府では、異国船の取扱いの異なる触書と国法書の二つの法が並存する状況にあった。

文化六（一八〇九）年正月、松前奉行の河尻春之と荒尾成章は、文化四年ロシア船打払令の運用について伺書を提出した（「蝦夷地御中一件留」北海道立文書館寄託阿部家文書）。文化五年は、すでに述べたように、ロシアが連行日本人を送還し通商を要望するならば、文化五年六月にカラフトで通商の可否を回答するという、松前奉行所支配調役並深山宇平太の書簡を前年文化四年に送ったので、ロシア船の渡来を想定して、「からふと・そあや・えとろふ・くなしり四ヶ所」は打払いの適用を除外した。しかし、文化五年にロシア船はやってこなかった。そこで文化六年からは、「蝦夷地何れ之場所」にても、当年より打払一箇に相決候様仕度「何れ之場所」にても厳重に打払一箇に決し候よふ仕度」と、蝦夷地全域における打払いの実行を伺い出たのである。この伺いは、老中から承認された。

その伺書のなかで松前奉行は、ラクスマンに渡した国法書とレザノフに渡した教諭書の異国船取扱い法、すなわち打払いの部分（史料2と5）を引用したのち、平和的に使節を送ってきた時は打払いの国法を申し渡

しながら、乱暴を働いた時にその国法を施行しないのでは、国法が虚文となり、国家の威信も失墜するとして、全面的な打払いの断行を主張した。松前奉行が、国法書に盛り込まれた打払い法とロシア船打払令をつなげて解釈していることを理解できる。

松前奉行は、ゴロヴニン事件の解決策を問う老中の諮問に答え、ゴロヴニン釈放を主張した文化九（一八一二）年九月の意見書のなかで、「己年（文化六年）取調相親候御は、先年松前に而申渡之書面・長崎に而御教諭書等何卒虚文に不相成様相守、打払一箇に相決候様同相済候得共」（「書留」北海道立文書館寄託阿部家文書）と、文化六年正月の伺書の主張を簡潔に要約している。同じ老中の諮問に答えた寺社奉行脇坂安重は、国法書と教諭書を「永代不易之御国法」とみなすことを主張し、同じく寺社奉行の松平輝延も、国法書の冒頭部分を引用し、これに従って対応すべきだと論じた（「寺社奉行記録」東京大学史料編纂所蔵）。国法書と教諭書が、幕府役人にとって対外関係や異国船取扱いの規範となっている状況を読みとれる。文化九年十一月に老中は、ゴロヴニン事件の解決策を三奉行に提示して、意見の上申を求めた。そのなかで、「いつれにも松前・長崎に而申渡之趣始終貫き不申候而は御国体難立」「兼々被仰出候通打払一箇之外取計は無之事に候」（前出「書留」と書いているので、老中もまた、国法書・教諭書を対外関係処理と異国船取扱いの規範として引き継いでいることを確認できる。打払い令は、法の継受としては国法書と教諭書から導き出され、それを持続し堅持する必要から断行されるべき法であった。

ロシア船打払令が発動される機会は、ゴロヴニン事件であった。クナシリ島に接岸したゴロヴニンらロシア人を、松前奉行所クナシリ詰め調役奈佐政辰らは、計略を用いて逮捕し拘禁した。しかし、これはロシア船打払令の正しい適用とはいえなかった。文化九年正月、老中土井利厚



は、「くなしり」におひて捕押へ候魯西亜人並らしよわ共、此節不及差返留置候様可致候、尤此上蝦夷地之内何れ之地方に而も、魯西亜船来着候は、たとひ漂流之様子候とも無用捨一図に打払、決而上立不申候様取計可申候」という達書を津軽藩に渡した。ゴロヴニンらの拘禁を伝えるとともに、以後はロシア船はたとえ漂流であつても打ち払うよう命じた。この達書とディアナ号を打ち払わずゴロヴニンらを逮捕・拘禁した措置とのあいだには、明らかに齟齬がある。秋田藩留守居役がその点を松前奉行所吟味役の高橋三平に問い合わせたところ、「くなしりにて魯西亜人漂着上陸致させ候事は、全く臨機之権道にて取計」「去年年中上陸致させ候儀権変之取計」と回答があり、今後は達書の通り「魯西亜船漂着之様子に而も無用捨打払」と指示されている(以上、「色々合冊」二ノ下、松前一件、秋田県立文書館所蔵 A131236)。打ち払わず逮捕した措置について、松前奉行所の役人は、「臨機之権道」「権変之取計」と回答せざるを得なかった。ここでは、たとえ漂流であつてもロシア船を打ち払う方針であつたことを、文政八(一八二五)年の異国船打払令との関係で確認しておきたい。

文化九年末に、幕府では、ゴロヴニンらを釈放して事件を解決させる方針を固めた。解決策をロシア側に伝達しゴロヴニンらを引き渡すためには、ロシア船の入港を認めなければならぬ。これもまた、ロシア船打払令に反する措置であつた。そこで松前奉行は、文化十年正月に伺書を提出し、そのなかで「魯西亜船罷越候節打払之儀は勿論に候得共、去々年召捕候者留置有之間、其始末不申通打払候而は穩にも無御座候に付、(中略)曾以弛候筋に無之、油断等心得違無之様申達候方可然哉に奉存候」(前出「書留」)と記す。その措置の問題点を意識し、けつして打払い令の緩和ではなく、ゴロヴニンらを留置していることをロシア側に伝達するための措置という理由をつけ、法との齟齬を解消しようとした。

文化十(一八一三)年九月のゴロヴニン釈放直前の七月に、幕府は南部・津軽両藩へ、「当夏東蝦夷地クナシリ島<sup>江</sup>渡来之魯西亜船、帰帆之上猶又来月中箱館<sup>江</sup>来着之筈候、魯西亜船之儀打払一図勿論之事に候得共、此度は魯西亜人共<sup>江</sup>申論し之品有之に付、蝦夷地警固人数とも松前奉行指図有之迄は、打払之儀猶予いたし候様可被申付候、且又右之船自然其方領分にも見受候とも、此度に限り打払之儀は致用捨候様可被取計候」(前出「色々合冊」)と命じた。教諭すべき事柄があるという理由で、ロシア船打払令の一時猶予を命じた。結局、ロシア船打払令は一度も十全な形では実行されなかった。しかし、たとえ漂流であつてもロシア船を打ち払うという方針が出され、建前として、あるいは法的にはそれが維持されたのである。

文政七(一八二四)年に起こったイギリス捕鯨船による常陸大津浜と薩摩宝島の両事件を契機に、幕府は翌文政八年二月に異国船打払令(無二念打払令)を発令し、異国船が海岸に接近してきたら打ち払い、上陸してきたら乗員を逮捕あるいは殺害せよと命じた。天保十三(一八四二)年七月に、その異国船打払令を緩和し、いわゆる天保の薪水給与令を出した。政策転換の理由を、「逢難風漂流等二而食物薪水を乞候迄二渡来候を、其事情不相分二一図二打払候而ハ、万国被対候御所置とも不被思召候」(幕末御触書集成「第六卷、四三五頁」)と、漂流し食物薪水を求めて接岸した漂流船を打ち払う措置は、万国に対して言い訳できなると説明している。ここから、異国船打払令は、漂流船も打払い対象としていたことがわかる。異国船打払令とは、ロシア船打払令をすべての異国船に拡大した法であつたことを意味する。

文政七年当時勘定奉行であつた遠山景晋は、異国船打払令をめぐる幕府内部の議論をリードし、「漂流人送り来り候共請取不申、仮令実々漂流人に而も請取不申、強而可送帰旨申候は、日本人共に打払候心得に

而可然奉存候」〔異国船は御制禁に候条、漂着いたし候共無論打払候義と奉存候〕〔御書付並評議留〕天理図書館所蔵徳川法制資料第一七〇〕と主張した。たとえ日本人漂流民を送還してきた異国船でも、また、漂着してきた異国船であっても、日本の海岸に接近する異国船すべてを打ち払うべきだという。この主張の背景には、目付あるいは長崎奉行として蝦夷地へ三回、長崎へ三回もおもむき、幕府の蝦夷地政策とロシア政策に深く関与してきた遠山ならではの判断があったと考えられる。打払令の評議は、寛政三年九月令およびその改訂版である寛政九年十二月令にそつた穏便な異国船取扱いの主張と、国法書およびロシア船打払令にそつた強硬な打払いの主張とが対立し、結局は遠山らの打払い策にそつた異国船打払令が出された。<sup>(5)</sup>

このように、異国船打払令すなわち攘夷策は、ロシアとの交渉および紛争をとおして打ち出され、イギリス船が引き起こした事件により確立したといえる。

#### おわりに

ロシア勢力の千島列島南下情報は、蝦夷地が商業的農業のための金肥の重要な産地ともなり、近世後期日本の産業経済に組み込まれていたことにより、北方地域への関心と呼び起こした。蝦夷地を開発し新たな富の源泉にしようとするバラ色の案も出され、ロシア貿易による富国策を構想する者もいた。他方、これを幕藩制国家の対外的危機と理解し、松前藩とアイヌとの関係の枠組みを超えたロシアと対峙する北方の防備が議論されるようになった。開発こそがロシア進出の抑止になるとい説、他方、開発はロシアに進出の足がかりを与えるので未開発のまま放置し、日本の国防は津軽海峡以南で構築すべきだという説が交錯した。

現北海道の範囲でも地理把握が十分ではなかったため、国境は辺境と

してごく曖昧なまま関心の外に置かれていた。しかし、ロシアとの接触を契機に、境界すなわち北方における国境意識が、いくつかの偏差を持ちながら生み出された。

国境意識の差異も伴いながら、北方の防備が論議されたが、それは北方だけにとどまらなかった。ラクスマンの江戸直航要求により、林子平が「海国兵談」で喝破した江戸湾の無防備状態が「発覚」した。ラクスマン渡来は、外国船の江戸近海侵入をいかに防ぐのか、すなわち江戸湾防備を緊急の課題として幕府に突きつけた。同時に幕府は、沿岸に所領をもつ大名に海岸防備と隣領大名との相互援兵を求め、全国的な海岸防備態勢の構築をはからざるを得なかった。

寛永・正保期以来約一五〇年ぶりとなる海岸防備態勢の構築は、幕藩政治のもつとも主要な課題として突きつけられ続ける。その発端が、ロシアの蝦夷地への接近であった。近世後期の対外的危機意識と危機への対応策としての海防あるいは国防は、まさにロシアとの関係が生み出したものであった。<sup>(6)</sup>

しかし、対外的危機への対応は、必然的に国内矛盾を激化させる。幕府も藩も本来は軍事組織・機構であったが、しだいに民政、行政の組織へ実質的に転換していった。「太平に無用の物、武具」が、それを象徴する。これを再び軍事へ、しかも対外的な戦争への機構に転換させることは、あまりに困難な作業である。また、武器、艦船、砲台などは巨額な新たな財政負担を伴う。さらに、海岸防備は武士身分のみではなく、漁師などを含む百姓身分の動員なくては成り立たない。幕府は対外的危機に対応するため、大名などへ新たな負担を課さざるをえない。大名は、その負担を領民に転嫁することになる。そこには、幕府と藩、幕藩領主と百姓・町人身分との矛盾を激化させる契機が孕まれている。

幕府は諸大名に、寛政三年九月に海防態勢をとることを指示し、翌寛

政四年十二月にはその強化を命じたものの、早くも寛政五年三月には、一時的ではない長期的、永続的な海防態勢にすることを求めると同時に、「右等之用度二付、用金等之沙汰二及、下々難儀いたし候儀などは有之間敷事二候」(『御触書天保集成』下、八五三頁)と、領民への負担の転嫁による騒動と内憂の激化に警鐘を鳴らさざるをえなかった。対外的危機にともなう海防強化は、領民の負担を重くさせる。換言すると、外患が内憂を激化させるということになる。内憂すなわち国内矛盾に規定されて有効な海防態勢が構築できない、しかし対外的危機、外圧は深刻化する。幕藩制国家は、この矛盾を解決できなかったがゆえに解体・崩壊せざるを得なかった。幕藩制国家が解体・崩壊する対外的契機は、ロシアが与えたということもできよう。

【註】

(1) 鎖国とその祖法観の成立・確立に関しては、拙稿「鎖国祖法観の成立過程」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、一九九二年。のち、紙屋敦之・木村直也編『海禁と鎖国』展望日本歴史14、東京堂出版、二〇〇二年に再録)、拙稿「対外関係の伝統化と鎖国祖法観の確立」(藤田編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、二〇〇〇年)に詳述した。

(2) 通商容認論、開国論については、拙稿「文化四年の『開国論』」(『千葉史学』第三六号、二〇〇〇年)で論じた。

(3) ゴロヴニン事件の解決策については、拙稿「ゴロヴニン事件の解決と松前奉行所吟味役書簡」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年)で触れた。

(4) 当時の日本人は、異国船(朝鮮・琉球・オランダ・中国以外)といえればロシア船を想起した。国籍不明船はロシア船ではないかと推

測し、例えばフェートン号事件でも、大槻玄沢のような英露同盟論がささやかれることになる。

(5) 文政八年異国船打払令に関しては、拙稿「異国船打払令をめぐる評議について」(『国史談話会雑誌』第四三号、二〇〇二年)で検討した。

(6) 海防策も、ロシアとの関係の推移と関連させながら捉えていく必要がある。藩の地理的な位置や幕府との関係などいくつかの要素に規定されながらも、十八世紀末から十九世紀半ば近くまで、寛政改革段階と文化の日露紛争以降の段階、アヘン戦争情報以降などの時期区分を行いながら検討すべきである。たとえば長州藩では、寛政改革段階では密貿易船対策にすぎなかったものが、文化の日露紛争を契機に文化十四(一八一七)年の神器陣演習につながる海防策がとられていったという(三宅紹宣「近世後期長州藩の対外防備」『中国地域』)を中心とする東アジア社会との交流に基づく史的特質の形成とその展開)科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者岸田裕之、二〇〇〇年。のち、岸田裕之編『中国地域と対外関係』山川出版社、二〇〇三年に再録)。諸藩の海防策にも、はじめは藩士個々人の武芸などを奨励する段階から、藩士多数を動員した組織的な演習への発展が認められる。